⑵　物品の販売
①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔印刷事業用原材料類　㉕その他
⑶　役務の提供等
①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫電子出版　⑬その他
⑷　物品の買受け
①立木竹　②その他

2　資格審査の申請
⑴　申請の種類
資格審査の申請については、次の２通りがあるので、いずれか一つの申請を行えば有効な申請となる。なお、以下でいう全省庁統一資格とは、平成22・23・24年度において国の各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得た者をいう。
イ　審査申請（全省庁統一資格を取得していない場合）
一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）（以下「申請書」という。）のほかに、⑷イに示す書類を添付して申請する。
ロ　登録申請（全省庁統一資格を取得している場合）
申請書（その１）のみで申請する。ただし、全省庁統一資格「資格審査結果通知書」の写し及び⑷ロに示す書類を添付して申請する。
なお、「印刷事業用原材料類」は、国立印刷局においてのみ取り扱う品目であるので、登録申請による申請は行うことはできない。
⑵　申請の受付期間及び提出場所
イ　受付
平成22年３月１日から平成22年３月31日まで（当日消印有効）
ロ　提出の方法
郵送又は宅配による受付とし、次のところへ送付すること。
独立行政法人国立印刷局財務部調達業務グループ資格審査受付
〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―４　電話03―3587―4306又は4514
ハ　随時の申請の時期は、平成22年４月１日以降とする。
なお、送付場所は前記ロと同じである。
⑶　申請書の入手方法
申請書は、インターネットにより独立行政法人国立印刷局のホームページ（ＵＲＬ：http://www.npb.go.jp/）にアクセスし入手できる。なお、申請書を郵送により入手を希望する者は、前記⑵ロに示す場所に送付用の80円切手を貼付した封筒を同封の上、封書により申し込むこと。
⑷　申請書類の提出方法
次の書類を揃えて前記⑵ロに掲げる場所に郵送により提出すること。
なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可。ただし、納税証明書は写しによる提出は不可とする。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるもののみを有効なものとする。以下同じ。）。
イ　審査申請の場合
㈠　申請書（（その１）、（その２）、（その３））
㈡　登記簿謄本（法人の場合）
㈢　貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）（直前２年度分）
㈣　営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）（直前２年度分）
㈤　営業経歴書
㈥　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（写しは不可）
Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
Ｂ　法人税（法人の場合）
Ｃ　所得税（個人の場合）
㈦　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと）
㈧　ＩＳＯ（国際標準化機構）その他の認証・認定機関から認証等を取得している者は、認定証等の写し
ロ　登録申請の場合
㈠　申請書（（その１）のみ）
㈡　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと）
㈢　全省庁統一資格「資格審査結果通知書」（写し）
㈣　貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）（直前２年度分）
㈤　営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）（直前２年度分）
㈥　営業経歴書
㈦　ＩＳＯ（国際標準化機構）その他の認証・認定機関から認証等を取得している者は、認定証等の写し
⑸　外国事業者が申請する場合
イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
ロ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
ハ　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

3　競争参加者の資格及びその審査
⑴　審査申請の者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　審査申請の者の資格は、上記⑴の合計点により、別記２の区分に基づいて格付する。
⑶　登録申請の者については、全省庁統一資格「資格審査結果通知書」と同様の内容で格付する。ただし、国立印刷局に無い品目は、すべて「その他」の品目で通知する。
また、全国を一つの競争参加地域とすることから、地域区分は設けない。

4　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により、郵送にて通知する。

5　資格の有効期間
競争参加資格の有効期間は平成22年４月１日から平成25年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から平成25年３月31日までとする。

6　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
独立行政法人国立印刷局のホームページにより公表する。

7　その他
⑴　受付票を希望する者は、資格審査結果通知書送付の封筒のほかに返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと）を同封して提出すること。
⑵　申請書は、独立行政法人国立印刷局の指定する様式とする。
⑶　決定された資格は、国立印刷局のすべての機関に対して有効である。
⑷　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」に、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、前記２⑵に掲げる提出場所に速やかに提出すること（変更届の入手方法は申請書と同じ。）
イ　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
㈠　資格決定通知書（写し）
㈡　登記簿謄本（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）
ロ　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格決定通知書（写し）
なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表（写し）
⑸　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、申請書を提出した受付機関に速やかに提出すること。
イ　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書
ロ　認可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類
ハ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

別記１　付与数値
〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕